

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する
 利子の額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表八(一)付表二 令四・四・一以後終了事業年度分

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算								
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1	円	支払利子合計額の配賦割合 $\frac{(1)}{(3)}$	9				
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29の計」) - (1)	2		支払利子配賦額 (8) × (9)	10				
計 (1) + (2)	3		適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1) × 0.04	11				
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	4		支払利子配賦額の10%相当額 (10) × 0.1	12				
他の通算法人に対する支払利子等の額	5		令第19条第2項の適用の判定 ((11) ≥ (12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13				
支払利子合計額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		支払利子等の控除額 ((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14				
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」) - (6)	7							
計 (6) + (7)	8							
修 正 申 告 で あ る 場 合								
再 計 算 要 否 の 判 定	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3)) × 0.04	15	円	(19)	調整前当初支払利子配賦額 (10)	20	円	
	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8)) × 0.1	16			「非 該 当 の 場 合	利子修正額 (6) - (当初申告の(6))	21	
	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3) × 0.04	17			調整当初支払利子配賦額 (20) + (21) (マイナスの場合は0)	22		
	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8) × 0.1	18			調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22) × 0.1	23		
	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15) < (16)である場合又は(17) < (18)である場合	19			該当・非該当	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23) - (1) (マイナスの場合は0)	24	